

秋田県生涯学習奨励員の手引き

－学びの輪を広げるために－

秋田県生涯学習奨励員協議会

1 生涯学習

目 次

1 生涯学習

(1) なぜ生涯学習が大切なのか	1
(2) 生涯学習の内容	2
(3) 秋田県の生涯学習	2

2 生涯学習奨励員

(1) 奨励員の役割	3
(2) 奨励員の心がまえ	4
(3) 奨励員活動への期待	5

3 奨励員活動のQ & A

7

資 料

1 秋田県の生涯学習の歩み	1 1
2 「秋田県生涯学習50年史」の刊行	1 7
3 秋田県生涯学習奨励員協議会会則	1 8
4 秋田県生涯学習奨励員協議会表彰規程	2 3

秋田県民歌

2 5

生涯学習とは

生涯学習とは、人々が生涯にわたって、心の豊かさや生活の向上などのため、自発的な意思に基づいて、必要に応じ自分に適した方法を選んで行う学習活動です。また、人々がいつでも自由に学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして、生涯学習社会という言葉も用いられます。

(1) なぜ生涯学習が大切なのか

「人生100年時代」を迎えようとする今日、一人一人が生涯にわたって学び続けることは、その人の人生を豊かで充実したものとし、生きがいにもなることは言うまでもありません。

一方、社会の変化は年を追うごとに加速度を増しています。国際情勢や政治経済はもちろん、私たちの身近な生活も例外ではなく、これまでの知識や経験、常識が必ずしも通用しない場面も多くなりました。そのため、新しい知識や技術を身に付けるために学び続けることが、これまで以上に大切になっています。

さらに、これからは知識を取り入れるだけではなく、自ら課題を見つけること、適切に発信すること、学んだ成果を日常生活に生かすことも、学びの重要な要素として求められるようになりました。

特に地域にあっては、住民が主体的・自発的に学び合い、つながりを深めることで地域の課題解決に対応し、持続可能な地域づくりに生かしていくことが期待されています。

このように、生涯学習は個人にとっても社会全体にとっても、欠かすことのできない大切なものとなっているのです。

（２）生涯学習の内容

生涯学習は、社会教育のみならず、家庭教育や学校教育、さらに自己学習をも含みます。自己学習とは、読書等の個人で行う学習、文化・スポーツ活動、ボランティア活動、趣味やレクリエーション活動などがあり、幼児から高齢者にいたるまでの様々な活動を広く含んでいます。

また、住みよい地域をつくるための身近な日常活動も生涯学習に含まれます。

（３）秋田県の生涯学習

本県では昭和45年（1970）に小畑勇二郎知事の指示で県庁内に生涯教育研究チームが作られ、全国に先駆けて生涯教育に着手しました。昭和46年（1971）には県政の重要課題の一つに「生涯教育の推進」が掲げられ、パイロット市町村の指定や生涯教育推進要綱の制定、生涯教育推進本部の設置などが相次いで行われました。

また、地域における生涯教育推進の担い手として、昭和49年（1974）に12市町村で各10名ずつの「生涯教育奨励員」が任命され、昭和51年（1976）には全県の生涯教育奨励員を束ねる「市町村生涯教育奨励員協議会」が結成されました。

さらに、生涯教育の拠点となる施設として、昭和55年（1980）には秋田市山王に生涯教育センターが開所しています。

その後、国の政策として生涯学習の振興が進められたことに伴い、平成元年（1989）から本県でも「生涯教育」の用語を「生涯学習」に改め、現在に至っています。



県生涯教育推進本部
の設置（昭和47年）

２ 生涯学習奨励員

生涯学習奨励員とは

地域における生涯学習を盛んにするためには、住民の身近なところで学習活動を奨励・援助する人が必要です。生涯学習奨励員はそのために設置されているもので、生涯学習に活気を与える地域の指導者として、奉仕の精神に基づく活動が期待されています。

（１）奨励員の役割 — 創造的に —

奨励員の役割としては次のようなことが考えられますが、実際に活動しながら自分に合った役割を考え出していくことが大切です。

【①学習意欲の増進】

地域における生涯学習を盛んにするためには、住民一人一人が「学ぼう」という意欲をもつことが何より大切です。そのために、市町村や団体などが行う行事や学習会への参加を促す「誘い役」になったり、学ぶ楽しさを紹介したりすることは、奨励員の基本的な役割と言えます。

【②学習情報の収集と提供】

普段から、地域の学習機会（講座や事業、行事など）や、拠点となる施設（公民館や市民センターなど）の情報を集めておくことで、学習相談や住民の参加促進に役立てることができます。

また、住民の学習ニーズや行事の実際の様子など、自身が見聞きした情報を教育委員会や公民館等と共有することで、地域の生涯学習の充実に生かすこともできます。

【③学習者同士のつなぎ役】

一人で行う学習も良いですが、興味や関心を同じくする人たちが集まって、グループで学習するのも楽しいものです。

奨励員には、学習者同士の仲間づくりを促すことはもちろん、講師や指導者、あるいは行政機関や団体・サークルなど、人と人とを結びつける「つなぎ役」となることが期待されています。

【④地域活動のお世話役】

公民館などが行う事業や、地域の行事にすすんで協力したり、周囲の人たちを巻き込んで地域活動の充実・発展に貢献したりすることも、奨励員の大切な役割です。

（２）奨励員の心がまえ — まず、できることから —

奨励員の役割を果たすための心構えとしては、次のようなものが考えられます。自分ができることから始めてみましょう。

【①自分自身が積極的に学びましょう】

人に学習をすすめたり、行事への参加を促したりするためには、まず自分自身が学び続ける人でありたいものです。楽しみながら生涯学習に取り組んでいる人の周りには、一緒に学びたい人たちが集まってきます。

【②学習者を立て、親切に相談に乗りましょう】

学習者の自主性を大切にし、常に学習者が主役であるという考えに立ちましょう。無理強いせず、学習者の意欲を高めるための「お手伝い」をするという気持ちで臨むことが大切です。

また、親切な態度は相手に良い印象を与え、気楽に相談しやすいムードをつくれます。「上から目線」にならず、学習者の声に

耳を傾け、それぞれの意欲や希望を尊重する態度で接しましょう。

【③奉仕の心を忘れずに】

奨励員の活動は、地道で根気のいるものです。忙しい毎日の生活の中で活動が続けるのは大変なことです。ボランティア精神に基づく活動が望まれます。それは住民の奨励員に対する信頼感にもつながっていきます。

【④新しい技術にもチャレンジしましょう】

近年はインターネットの普及に伴い、SNSによる仲間づくりやオンラインでの講座など、これまでの概念を大きく変える新しい生涯学習のスタイルも登場してきました。こうした新しい技術にはつい苦手意識をもってしまいがちですが、活動の内容やネットワークを広げるチャンスと前向きに捉え、積極的にチャレンジしていきたいものです。

（３）奨励員活動への期待 — 新しい時代に向けて —

生涯学習は、学習者の自発性に基づき、心豊かな生活や自己実現を目指して行われることはもちろんですが、近年は学習の成果を社会活動や地域づくりに積極的に役立てていくことが求められており、個人の趣味や教養といった「個人の要望」と、地域課題の解決など「社会の要請」のバランスが大切になっています。

奨励員には、学びの成果を生かして行動する楽しさや喜びを周囲に広げることを通じて、地域づくりの一翼を担っていただく役割が期待されています。

【①地域ぐるみで子どもを育む環境づくり】

学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育む環境づ

くりの重要性が高まっています。地域と学校が連携・協働して子どもの成長を支える地域学校協働活動や、地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」も盛んになっています。

また、地域の力で家庭をサポートする「家庭教育支援チーム」も多くの市町村で活動しています。

奨励員には、生涯学習の成果を生かしてこうした活動に関わり、子どもたちの成長を支える役割も期待されています。

【②青少年の体験活動や障害者の生涯学習への支援】

地域で行われている様々な事業の機会を活用し、青少年の体験活動を支援することは、健全育成はもちろん地域資源の有効活用にもつながります。

また、障害のある方が生涯にわたって様々な学びの機会に親しみ、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境の整備が求められており、日々の活動の中で適切な配慮が必要となっています。

【③持続可能な地域づくりへの対応】

過疎化、少子高齢化、環境問題などの地域課題を、住民の学習テーマとして取り上げ、行政職員と共に課題解決に向かうことは、簡単なことではありませんが、地域が将来にわたって持続していくために必要なことです。

奨励員の経験や人脈、生涯学習で得た知識などを、地域のために役立てていただきたいと思います。

3 奨励員活動のQ & A

Q 1 生涯学習奨励員制度は、本県独特の制度ですが、なぜこのような制度を設けたのですか？

生涯学習とは、一人一人の人生を充実したものにするため、生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも、自由に機会と場を選んで学習することです。したがって、生涯学習を盛り上げるには、まず、いかにして人々の学習意欲を高め、学習に向かう動機づけを図るかが重要となっています。

このため、奨励員は学習者の中であって、あるいは住民の身近なところで、学習活動を奨励・援助し、生涯学習に活気を与える民間の指導者として考え出され、設置されたものです。

Q 2 生涯学習奨励員は、どのような組織になっていて、何人くらいが活動しているのですか？

奨励員活動の基本となるのは身近な地域で行われる活動です。

本県では、市町村ごとに奨励員を委嘱し、地域住民の生涯学習を奨励・支援しています。多くの市町村では公民館や市民センター等を奨励員の活動拠点として位置付けており、定期的な会合や研修会のほか、市町村や施設の行事に合わせた活動も行われています。

地区協議会は県内に9つ置かれており、それぞれ複数の市町村で構成されています（秋田市・横手市は単独）。地区の総会や研修会のほか、地区毎の行事も行われています。ほとんどの市町村や地区協議会では市町村教育委員会の職員が事務局を担当し、奨励員の活動が円滑に行われるようにサポートしています。

県協議会は各市町村や地区協議会の相互連携を図り、奨励員活動の充実を図ることを目的に設置されています。会長・副会長・監事が選出されているほか、各地区協議会の代表が理事となって組織が運営されており、県教育委員会の職員が事務局を担当しています。

令和3年度現在、全県で約600名が奨励員に委嘱され、活動を行っています。

Q3 他の市町村の活動を参考にしたいのですが、具体的にどのような活動が行われているのでしょうか？

県内でも市町村や地域によって状況が異なるため、必ずしも他の事例がそのまま当てはまるものではありませんが、多くの事例や活動内容を知ることが、活動の幅を広げ、マンネリ化を防ぐためにも効果的です。

県協議会では、各市町村協議会の会長が一堂に会する「市町村生涯学習奨励員協議会会長会議」を開催して情報交換に努めており、例えば次のような活動が報告されています。

【①公民館や市民センター等、社会教育施設での活動】

- ・公民館講座の企画や講師
- ・市町村の文化祭や公民館まつり等への参画、発表、作品出展
- ・各種サークルや施設利用者への情報発信
- ・住民の学習相談への対応
- ・会報や広報誌の作成

【②学校等での活動】

- ・幼稚園、保育園での読み聞かせや体験活動のサポート
- ・学校で行われる郷土学習、正課クラブ等の講師やサポート

- ・地域学校協働活動への参加
- ・特別支援学校で行われる体験活動の講師やサポート
- ・放課後子ども教室や土曜教室でのサポート

【③地域の団体や施設と連携した活動】

- ・高齢者学級の講師やサポート
- ・市町村の体育協会や婦人会が主催するイベントへの参画
- ・子育てサークルへの活動支援
- ・家庭教育支援チームへの参加

Q4 「行動人」（こうどうびと）とは何でしょうか。

近年、生涯学習は個人的な教養や自己実現のためだけに行うのではなく、学習の成果を社会活動や地域づくりに積極的に生かしていくことが強く求められるようになりました。

そこで本県では、平成23年度（2012）に策定した「秋田県生涯学習ビジョン」の中で、学んだ成果を行動に結びつけ、地域づくりに貢献しようとする人を「行動人」と呼び、本県の生涯学習が目指す姿として位置付けました。そして平成23年度から令和元年度（2019）までの8年間にわたって、実際に活動している方々をWebサイトや研修会などで紹介しました。その中には多数の生涯学習奨励員も含まれています。

行動人は特別な資格や称号ではありません。あくまでも私たちが日々の活動を行うにあたり、心がけていきたい姿あるいは理念です。たとえ小さなことであっても、学んだことを普段の活動の中で役立てていこうという気持ちが大切です。

資 料



秋田県市町村生涯教育奨励員協議会結成大会（県正庁）昭和51年10月14日

1 秋田県の生涯学習の歩み

- 昭和 -

- 45年 ・生涯教育研究プロジェクトチームを設置
- 46年 ・第3次県総合開発計画の主要課題が「生涯教育の推進と人間能力の開発」となる
 - ・「秋田県生涯教育推進要綱」の策定
 - ・生涯教育パイロット市町村がスタート
- 47年 ・県生涯教育推進本部を設置
 - ・県生涯教育推進協議会を設置
- 48年 ・市町村が生涯教育推進組織を設置(25市町村)
 - ・全県生涯教育推進集会の開催、シンボルマークと標語を決定
- 49年 ・生涯教育奨励員の設置開始（12市町村各10名）
- 50年 ・県生涯教育推進協議会答申「市町村における生涯教育の進め方」
- 51年 ・生涯教育奨励室「ブルーの窓口」の設置開始(40市町村)
 - ・「秋田県市町村生涯教育奨励員協議会結成大会」の開催
- 53年 ・生涯教育奨励員の地区連絡協議会が発足
- 55年 ・県生涯教育センター開所
 - ・「秋田県コミュニティ・カレッジ」の開講
 - ・県生涯教育推進10周年記念事業
- 57年 ・県生涯教育推進協議会報告「市町村における生涯教育推進体制と教育委員会社会教育課・公民館との連携について」
- 58年 ・「秋田県教育人材銀行」を設置（120名登録）
 - ・「秋田県コミュニティ・カレッジ」大館、横手に開講
 - ・生涯教育推進のための「市町村訪問」を開始
- 60年 ・「秋田県生涯教育推進研究大会」を開催
 - ー秋田の生涯教育推進15年・市町村生涯教育奨励員協議会結成10周年記念大会ー

- 61年 ・(財) 小畑勇二郎顕彰会から生涯教育団体に助成金交付
- 62年 ・県生涯教育推進協議会報告「Ⅰ地域の教育力の活性化を図るための方策について・Ⅱ民間主導、地域主導による生涯教育の推進を図るための方策について」
- ・県生涯教育奨励員協議会「生涯教育奨励員の活動に関する調査」を実施
- ・(財) 小畑勇二郎顕彰会から生涯教育団体に助成金交付
- 63年 ・県生涯教育奨励員協議会「生涯学習を進めている集団・グループ等の実態調査」を実施

－ 平成 －

- 元年 ・「秋田県生涯教育推進要綱」を全面改定し、「秋田県生涯学習推進要綱」を策定
- ・県生涯教育推進本部を県生涯学習推進本部に改称
- ・県生涯教育センターを県生涯学習センターに改称
- ・県市町村生涯教育奨励員協議会を県生涯学習奨励員協議会に改称
- ・長寿学園「グレートアカデミー平成」の開講
- ・県生涯学習奨励員協議会「奨励員活動の活性化を図るための市町村訪問」を実施
- ・(財) 小畑勇二郎顕彰会から生涯学習団体に助成金交付
- 2年 ・県生涯学習推進協議会報告「生涯学習と地域づくり」
- ・「秋田県生涯学習フェスティバルー豊かさへの旅ー」の開催
- ー秋田県生涯学習推進20年・県生涯学習奨励員協議会結成15周年・県生涯学習センター開所10年記念事業ー
- ・(財) 小畑勇二郎顕彰会から生涯学習団体に助成金交付
- 3年 ・県生涯学習推進本部幹事会「若者定住へ向けての生涯学習関連事業」について検討会
- ・県生涯学習奨励員協議会が「新任奨励員・事務担当者研修報告書」発行

- ・「生涯学習奨励員活動のてびき」を発行
- 4年 ・県生涯学習推進協議会答申「秋田県における生涯学習推進体制及び県生涯学習センターの機能・役割について」
- ・県生涯学習奨励員協議会「平成4年度生涯学習奨励員研修報告書」を発行
- 5年 ・県生涯学習推進協議会報告「青少年の生涯学習への参加促進について」
- ・県生涯学習奨励員協議会が「平成5年度生涯学習奨励員研修報告書」を発行
- 6年 ・教育庁社会教育課を生涯学習振興課に改称
- ・県生涯学習推進本部事務局・県生涯学習奨励員協議会の事務局を生涯学習振興課へ移管
- ・県生涯学習推進本部の改組
- ・県生涯学習審議会を条例で設置（県生涯学習推進協議会を解消）
- ・県生涯学習審議会に「21世紀を展望した秋田県における生涯学習振興方策について」を諮問
- 7年 ・「秋田県生涯学習フェスティバル」の開催
- ー秋田県生涯学習推進25周年・県生涯学習奨励員協議会結成20周年記念事業ー
- ・「秋田県生涯学習奨励員の手引」を改訂
- 8年 ・県生涯学習審議会答申「21世紀を展望した秋田県における生涯学習振興方策について」
- ・「秋田県生涯学習フェスティバル」の開催（秋田市）
- 9年 ・「秋田県生涯学習フェスティバルinおおだて」を初めて地方開催
- ・県生涯学習奨励員協議会が「生涯学習奨励員活動に関する意識調査・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 10年 ・「秋田県コミュニティ・カレッジ」を改編し「あきた県民カレッジ」を開講
- ・「秋田県生涯学習フェスティバル'98」の開催(秋田市)

- ・県生涯学習奨励員協議会が「平成8・9・10年度市町村訪問記録」「平成10年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 11年
 - ・教育庁生涯学習振興課を生涯学習課に改称
 - ・「秋田県生涯学習フェスティバル'99inおおまがり」の開催
 - ・県生涯学習奨励員協議会が「平成11年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 12年
 - ・「秋田県生涯学習フェスティバル」の開催（秋田市）
ー秋田県生涯学習推進30周年・県生涯学習奨励員協議会結成25周年・県生涯学習センター開所20周年記念ー
 - ・県生涯学習支援システム「生涯学習 Info Akita」開設
 - ・県生涯学習奨励員協議会が「平成12年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
 - ・「秋田県生涯学習奨励員の手引」を改訂
- 13年
 - ・「秋田県生涯学習フェスティバルinのしろ」の開催
 - ・県生涯学習奨励員協議会が「平成13年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 14年
 - ・「秋田県生涯学習フェスティバルin本荘」の開催
 - ・「あきた県庁出前講座」の開始
 - ・県生涯学習審議会に「県民の学習成果を指導者等として生かす方策について」を諮問
 - ・県生涯学習奨励員協議会が「平成11・12・13年度市町村訪問記録」「平成14年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 15年
 - ・「秋田県生涯学習フェスティバルin湯沢」の開催
 - ・県生涯学習審議会答申「県民の学習成果を指導者等として生かす方策について」
 - ・県生涯学習奨励員協議会が「平成15年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 16年
 - ・「秋田県生涯学習フェスティバルin男鹿」の開催

- ・県生涯学習奨励員協議会が「平成16年度研修報告書・生涯学習奨励員活動事例集」を発行
- 18年
 - ・県生涯学習審議会報告「元気な秋田を創る生涯学習の振興について」
- 20年
 - ・県生涯学習審議会提言「今後の本県の生涯学習推進に向けて～地域づくりのための人材活用を目指して～」
 - ・「あきた県民カレッジ」を改編し、「美の国カレッジ」を開講
- 21年
 - ・「秋田県生涯学習推進要綱」を改定
 - ・新生涯学習支援システム「まなびサポート秋田」稼働
- 22年
 - ・県生涯学習審議会提言「生涯学習推進に向けた組織等の在り方について」
 - ・県生涯学習審議会に「今後の生涯学習施設の在り方について」を諮問
 - ・秋田県生涯学習奨励員協議会活動発表研究会（兼）フォーラム「再考 秋田の生涯学習40年」を開催
ー秋田県生涯学習推進40周年・県生涯学習奨励員協議会結成35周年・県生涯学習センター開所30周年記念ー
 - ・「秋田県生涯学習奨励員の手引き」を改訂
- 23年
 - ・県生涯学習審議会中間答申「今後の生涯学習施設の在り方～生涯学習センター本館の在り方について～」
 - ・県生涯学習推進本部「秋田県生涯学習ビジョン」策定
- 24年
 - ・「美の国カレッジ」を改編、「美の国アクティブカレッジ」を開講
 - ・「行動人」紹介Webサイトの開設（～令元）
- 25年
 - ・市町村生涯学習奨励員協議会会長会議の開催
 - ・「秋田県生涯学習奨励員の手引き」を改訂
- 26年
 - ・秋田県生涯学習奨励員活動発表研究会との合同開催により「行動人実践交流会」を開催

- 27年 ・「美の国アクティブカレッジ」を改編し「あきたスマートカレッジ」を開講
- ・「秋田県生涯学習・社会教育研究大会」との合同で「行動人交流集会」を開催（～令和）
- 29年 ・県生涯学習推進本部の組織として「障害者のための生涯学習支援連絡協議会」を新たに設置
- 30年 ・県生涯学習審議会提言「行動人を、人づくり、地域づくりに生かす取組について」
- ・県生涯学習審議会委員と県社会教育委員を兼任とする

－ 令和 －

- 元年 ・新型コロナウイルスの感染者を国内・県内で確認。これ以降、感染拡大の影響により、多くの行事やイベントが延期・中止・縮小を余儀なくされる
- 2年 ・秋田県生涯学習・社会教育研究大会〔記念大会〕を、県内29か所のサテライト会場を繋いでオンラインで開催
－秋田県生涯学習推進50周年・県生涯学習奨励員協議会結成45周年・県生涯学習センター開所40周年記念－
- ・「秋田県生涯学習50年史」刊行
- 3年 ・「秋田県生涯学習奨励員の手引き」を改訂



新型コロナウイルス感染症拡大による、いわゆる「コロナ禍」の中にあって、秋田県生涯学習・社会教育研究大会「記念大会」はオンラインでの動画配信により開催された。（令和2年11月13日）

また、各地区や市町村でも従来の活動内容を見直し、感染症対策を工夫しながら活動が行われた。

2 「秋田県生涯学習50年史」の刊行

令和2年度（2020）は本県の生涯学習推進50周年にあたることから、県教育委員会では本県の半世紀に及ぶ生涯学習の足跡を振り返り、今後の指針作成に資するために『秋田県生涯学習50年史』を刊行しました。



1 体裁

- ・A4版 104頁
- ・インターネットによるダウンロードファイルで提供（PDF形式）
※製本版は作成していません。

2 構成

- ・第1章 生涯教育・生涯学習50年のトピックス
～テーマ毎に本県生涯学習の歴史を概観～
- ・第2章 秋田県生涯教育・生涯学習50年のあゆみ
～昭和45年度から令和2年度まで、各年度ごとの年表を掲載～

3 入手方法

- ・県教育庁生涯学習課ホームページ（美の国あきたネット）から、ファイルをダウンロードしてご覧いただけます。

4 あきた県庁出前講座

- ・本冊子の内容をダイジェストで紹介する出前講座も実施していますので、県教育庁生涯学習課までお気軽にご相談ください。

県教育庁生涯学習課 生涯学習・学芸振興班

電話 018-860-5183 FAX 018-860-5816

県生涯学習課ホームページ（美の国あきたネット）

<https://www.pref.akita.lg.jp/syogaku/>



3 秋田県生涯学習奨励員協議会会則

(名称及び事務局の所在地)

第1条 この会は、秋田県生涯学習奨励員協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局は、秋田市山王三丁目1-1秋田県教育庁生涯学習課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、市町村生涯学習奨励員（以下「奨励員」という。）相互の連携を密にして、生涯学習の奨励普及活動の充実を図るとともに、奨励員相互の親睦と資質の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 奨励員活動の推進
- 二 奨励員の研修
- 三 生涯学習情報の交換
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、奨励員をもって会員とする。

(地区組織)

第5条 本会は、別表に掲げる地区に生涯学習奨励員地区協議会（以下「地区協」という。）を設ける。

2 地区協の組織及び運営に関しては、それぞれの地区協で定めるものとする。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名

三 理事 9名以内

四 監事 3名

2 会長、副会長、監事は、総会でこれを選出する。

3 理事は、各地区協がその地区の奨励員の中から各1名選出するものとする。

4 副会長、監事及び理事が任期途中で欠けたときは、理事会において補欠者を選出することができる。ただし、補欠により選出した場合は、次の総会で報告しなければならない。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、事業の企画、運営にあたる。

4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(理事会)

第9条 理事会は、会長が招集する。ただし会長は、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数及び議事)

第10条 理事会は、会長、副会長及び理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、

当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。

- 3 総会の議長は、会議のつど奨励員の中から選出する。

- 4 総会の招集は、少なくとも10日以内に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を明示して通知しなければならない。

(総会承認事項)

第12条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算に関する事項
- 二 事業報告及び収支決算に関する事項
- 三 会則の改正
- 四 その他理事会において必要と認めた事項

(総会定足数及び議事)

第13条 総会は、次条の規定により選出された代議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ、当該議事につき書面をもって意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代 議 員)

第14条 代議員は、そのつど、奨励員の中から、市町村が選出する。

2 代議員の数は、次の基準による。

- | | |
|----------------------|-----|
| 一 奨励員15人以下の市町村 | 3名 |
| 二 奨励員16人以上20人以下の市町村 | 4名 |
| 三 奨励員21人以上50人以下の市町村 | 5名 |
| 四 奨励員51人以上100人以下の市町村 | 10名 |
| 五 奨励員101人以上の市町村 | 15名 |

(議 事 録)

第15条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名の上、これを保存する。

(経 費)

第16条 本会の経費は、会員会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会に諮って議決する。

(収支決算及び事業報告)

第18条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事会が作成し、事業報告書とともに総会に提出して承認を受けなければならない。

(会 計 年 度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧 問)

第20条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会の運営及び奨励員活動に関し、指導助言を行う。

(事 務 局)

第21条 本会の事務局に次の職員を置くものとする。

- 一 幹事長 1名

二 幹 事 若干名

2 幹事長は、理事の中から会長が指名して、理事会の承認を得て決定する。

3 幹事は、会長が委嘱する。

附 則

・この会則は、平成14年5月23日から施行する。

・一部改正 平成17年5月26日

・一部改正 平成18年5月23日

・一部改正 平成21年5月21日

・一部改正 平成25年5月14日

別表

地区名	鹿角市	小坂町	大館市	北秋田市	上阿仁村	能代市	山本郡	男鹿市	潟上市	南秋田郡	秋田市	由利本荘市	にかほ市	大仙市	仙北町	美郷町	横手市	湯沢市	雄勝郡
名称	北鹿			北秋		能代山本		男鹿潟上		南秋	秋田	由利本荘	にかほ	大仙仙北			横手	湯沢雄勝	

4 秋田県生涯学習奨励員協議会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、秋田県生涯学習奨励員協議会長（以下「表彰者」という。）の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰範囲)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者及び市町村生涯学習奨励員協議会について行う。

(1) 生涯学習奨励員として通算7年以上在任し、生涯学習の推進に尽力し著しく功績のあった者

(2) 生涯学習奨励員活動を組織的に高め、生涯学習の推進に著しく功績のあった者

(3) 地区連絡協議会の発展、育成に努め、生涯学習の推進に著しく功績のあった者及び市町村生涯学習奨励員協議会

(4) 県協議会の発展、育成に努め、生涯学習の推進に著しく功績のあった者

(表彰の推薦及び決定)

第3条 表彰の推薦手順は、次のとおりとする。

一 市町村生涯学習奨励員協議会長は、地区生涯学習奨励員協議会長に被表彰者を推薦する。

二 地区生涯学習奨励員協議会長は、市町村生涯学習奨励員協議会長から推薦された者及び市町村生涯学習奨励員協議会を表彰者に推薦する。

第4条 地区生涯学習奨励員協議会長が表彰者に推薦する被表彰者の人数基準は、次のとおりとする。

一 地区会員数が49名まで 3名まで

二 地区会員数が50名から99名まで 5名まで

三 地区会員数が100名以上 10名まで

第5条 被表彰者及び被表彰市町村生涯学習奨励員協議会は、理事会で選考し決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、総会又は記念大会において行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状を授与する場合には、記念品を合わせて授与することがある。

(表彰者等名簿)

第8条 表彰者は、表彰を受けた者及び市町村生涯学習奨励員協議会を表彰者名簿に登載し、保存するものとする。

(規程の改正)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則 この規程は、平成 3 年 5 月 3 1 日から適用する。

一部改正 平成19年 4月24日

一部改正 平成20年 2月22日

一部改正 平成30年 3月13日

一部改正 平成31年 3月 6日

一部改正 平成31年 4月17日

【秋田県民歌】

(昭和5年10月30日制定)

倉田 政 嗣 作詞

高野 辰 之 修正

成 田 為 三 作曲

一 しゅうれい む ひ 秀麗無比なる鳥海山よ
きょうらん ほ 狂瀾吼え立つ男鹿半島よ
しん び 神秘の十和田は田沢と共に
な え ほこり こすい 世界に名を得し 誇の湖水
さんすいみな し 山水皆これ詩の国秋田

二 めぐ やまやまれい き 廻らす山山靈氣をこめて
おの ね ひび せん こ びりん 斧の音響かぬ千古の美林
ち か こうみやく む げん ほう こ 地下なる鉱脈無限の宝庫
み わた ひろの びようぼうかす 見渡す広野は渺茫霞み
こがね みの ゆた 黄金と実りて豊けき秋田

三 あつたねしんえんきよじん おしえ 篤胤信淵巨人の訓
く おん ほくと 久遠に輝く北斗と高く
きん き まも ぼしん はえ 錦旗を護りし戊辰の栄は
や どめ じょうとう かお 矢留の城頭花とぞ薫る
ほまれ 歴史はかぐわし 誉の秋田

四 みんぞくすぐ しつじつごう き 民俗勝れて質実剛毅
じ ち たい 正義と自治とのさとしを体し
あまね はぐく 人材偏く育みなして
さん た われら 燦たる理想に燃え起つ我等
し じゆん ひら 至純の郷土と拓かん秋田

秋田県生涯学習奨励員の手引き

— 学びの輪を広げるために —

令和３年１１月

発行 秋田県生涯学習奨励員協議会